

## 既記載品目（9.41 試薬・試液）の「内部基準物質」の用語に係る改正について（報告）

既記載試薬・試液の「内部基準物質」の用語を「qNMR用基準物質」に改める対象に下線部の2品目を追加します。また、令和元年6月分（その2）にて意見公募済みの新規試薬・試液「マンガフェリン，定量用」についても同様に改めます。

### 1. 対象品目

エボジアミン，定量用

[6]-ギングロール，定量用

シノメニン，定量用

[6]-ショーガオール，定量用

10-ヒドロキシ-2-(*E*)-デセン酸，定量用

(*E*)-フェルラ酸，定量用

マグノフロリンヨウ化物，定量用

レイン，定量用

ロガニン，定量用

### 2. 改正案（エボジアミン，定量用の例）

#### 次のように改める。

エボジアミン，定量用 — (略) —

**定量法** (略) この液を外径5 mmのNMR試料管に入れ、核磁気共鳴スペクトル測定用DSS-*d*<sub>6</sub>をqNMR用基準物質として、次の試験条件で核磁気共鳴スペクトル測定法(〈2.21〉及び〈5.01〉)により、<sup>1</sup>H NMRを測定する。qNMR用基準物質のシグナルをδ 0 ppmとし、(以下略)

——(中略)——

システムの再現性：試料溶液につき、上記の条件で測定を6回繰り返すとき、面積強度*A*のqNMR用基準物質の面積強度に対する比の相対標準偏差は1.0%以下である。